

## 地名資料室設置要綱

(平成23年1月18日 22川教文第817号 教育長決裁)

### (設置)

第1条 地名に関する資料（以下「地名資料」という。）を総合的に収集保存し、地名資料の展示及び閲覧その他の業務を行うことにより、その効果的な活用を図り、もって利用者への学習機会の提供等に努めることを目的として、地名資料室を設置する。

### (位置)

第2条 地名資料室の位置は、川崎市生活文化会館内とする。

### (事業)

第3条 地名資料室が行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 地名資料の収集整理及び保管等に関する事。
- (2) 地名資料の展示及び閲覧等に関する事。
- (3) 地名資料室の利用促進に関する事。
- (4) その他地名に関する講座等の実施による普及・啓発等に関する事。

### (開室時間及び休室日)

第4条 地名資料室の開室時間及び休室日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認める場合は、臨時に開室及び休室することができる。

開室時間	午前9時00分から午後4時30分まで
休室日	(1) 毎週月曜日 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 (3) 年末年始(12月29日から翌年の1月3日までの日)

### (職員)

第5条 地名資料室に必要な職員を若干名置く。

### (職務)

第6条 職員は、上司の命を受け、地名資料室の事務を掌る。

(地名資料の収集、整理及び保存)

第7条 地名資料室は地名資料の収集に努めるとともに、分類・整理及び保存を適切に行わなければならない。

2 地名資料の収集にあたっては、選定に際し必要に応じて、学識経験者等の意見を聴取するなどして、資料的価値を精査し、選定しなければならない。

(閲覧)

第8条 地名資料は、利用者に自由に選択させ、所定の場所で閲覧させるものとする。

(地名資料の廃棄)

第9条 地名資料は、資料的価値が著しく低下し又は喪失したと認められるものについては、廃棄することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(川崎市教育委員会「地名資料室」の管理・運営に関する指針の廃止)

2 この要綱の制定に伴い、川崎市教育委員会「地名資料室」の管理・運営に関する指針(平成7年12月12日制定)を廃止する。